

第29条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、学部長は、教授会の議を経て、これを許可する。

3 授業料未納の者からの退学願は受理しない。

(転学)

第30条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を詳記した転学願を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により学生が転学する場合に準用する。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第31条 本学に所定の期間在学し、かつ、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科を除き、本学に3年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認めた学生に対し、当該学部の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

(学位の授与)

第32条 総長は、前条の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与する。

2 学位については、名古屋大学学位規程(平成16年度規程第104号)の定めるところによる。

第7章 除籍及び懲戒

(除籍)

第33条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該教授会の議を経て、除籍する。

一 所定の在学年限に達しても、卒業できないとき。

二 学部において定める所定の在学年限に達しても、進級できないとき。

三 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められるとき。

四 死亡又は行方不明となったとき。

五 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

六 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者が、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないとき。

(懲戒)

第34条 学生の懲戒については、総長が、その都度懲戒委員会を設けて処理する。

2 懲戒委員会の構成については、別に定める。

3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

4 停学期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料の納入)

第35条 入学を志願する者は、入学願書を提出する際に検定料を納入しなければならない。

(入学料の納入)

第36条 入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項により入学料を納入した者が本学学部への入学手続きを行った後、当該入学手続き期間内に当該学部への入学を辞退し、同一年度の入学に係る他の入学手続き期間内に本学の他の学部へ入学手続きを行う場合は、改めて入学料の納入を要しない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第37条 入学する者が、特別な事情により入学料の納入が著しく困難であると認められるときは、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項の徴収猶予については、経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる場合も行うことができる。

3 前2項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納入)

第38条 各年度に係る授業料は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては5月、後期にあつては11月に納入しなければならない。ただし、後期に係る授業料については、当該年度の前期に係る授業料を納入するときに納入することができる。

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納入することができる。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第39条 学生が、特別な事情により学年の途中で卒業する場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割額」という。)に在学する月数を乗じて得た額を、当該学年の初めの月に納入しなければならない。ただし、卒業する月が後期であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の初めの月に納入しなければならない。

(転学、退学及び除籍の場合の授業料)

第40条 学生が、前期末までに転学、退学又は除籍の場合、納入すべき授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(復学した場合の授業料)

第41条 学生が、前期又は後期の途中において復学した場合は、月割額に復学の日の属する月から当該期末までの月数を乗じて得た額を、復学の日の属する月に納入しなければならない。

(留学及び停学期間中の授業料)

第42条 学生は、留学又は停学期間中であっても、授業料を納入しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第43条 経済的理由により授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる者その他特別な事情があると認められる者に対しては、その期の授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に規定する授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の納入)

第43条の2 第73条の寄宿舎に入居する者は、所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

(寄宿料の免除)

第43条の3 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

2 前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第44条 第35条の検定料、第36条の入学料、第38条の授業料及び第43条の2の寄宿料の額は、東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程(令和2年度機構規程第65号。以下「料金規程」という。)に定める額とする。

(既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第45条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返納しない。ただし、次に掲げる検定料及び授業料については、この限りでない。

一 第13条に規定する入学試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者が納入した第2段階目の選抜に係る検定料

- 二 前期に係る授業料を納入するときに、当該年度の後期に係る授業料を納入した者が、前期末までに休学又は退学した場合における納入した後期に係る授業料
- 三 第38条第2項の規定により納入した授業料

第9章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び特別短期研修学生

第1節 特別聴講学生

(特別聴講学生)

第46条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学において授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがあるときは、学部等の長は、当該大学との協議により、教授会等の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第47条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第48条 特別聴講学生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の学生並びに本学と外国の大学との大学間交流協定に基づき受け入れる者で総長が授業料等を不徴収とした者（以下「協定留学生」という。）及び大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料等の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第1項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 特別聴講学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第48条の2 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部等の長は、教授会等の議を経て、除籍することができる。

一 本学の特別聴講学生として適当でないと認められるとき。

二 傷病その他の事由により特別聴講学生として成業の見込みがないと認められるとき。

三 死亡又は行方不明となったとき。

四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

(その他)

第49条 本節に規定するもののほか、特別聴講学生に関することは、学部等において定める。

第2節 科目等履修生

(科目等履修生)

第50条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがある場合、学部等において適当と認めるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第50条の2 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第50条の3 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に履修しようとする授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部等の長に提出しなければならない。

(入学料)

第50条の4 科目等履修生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第50条の5 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第50条の6 科目等履修生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(検定料等の不徴収)

第50条の7 本学が高等学校若しくは専修学校又は国、地方公共団体その他の団体との間で締結する協定に基づき受け入れる科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料については、第50条の3、第50条の4第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該協定の定めるところにより、それぞれその一部又は全部を徴収しないことができる。

(その他)

第50条の8 本節に規定するもののほか、科目等履修生に関することは、学部等において定める。

第3節 聴講生

(聴講生)

第51条 学部における授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講しようとする者がある場合、学部において適当と認めるときは、聴講生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第52条 聴講生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第53条 聴講生として入学を志願する者は、願書に聴講を希望する授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部長に提出しなければならない。

(入学料)

第54条 聴講生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第55条 聴講生は、聴講しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第55条の2 聴講生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「聴講生」と読み替えるものとする。

(単位の取扱い)

第56条 聴講生に対しては、特に定めるもののほか、単位の認定を行わない。

(その他)

第57条 本節に規定するもののほか、聴講生に関することは、学部において定める。

第4節 研究生

(研究生)

第58条 本学において特別の事項について研究しようとする者がある場合、学部等において適当と認めるときは、研究生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第59条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第60条 研究生として入学を志願する者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部等の長に提出しなければならない。

(入学金)

第61条 研究生として入学する者は、所定の期日までに入学金を納入しなければならない。

2 前項の入学金については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第62条 研究生は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期の区分ごとに、それぞれの期における在学予定期間に相当する授業料の額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第62条の2 研究生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「研究生」と読み替えるものとする。

(研究費)

第63条 研究に要する費用は、特に定めるもののほか、研究生の負担とする。

(その他)

第64条 本節に規定するもののほか、研究生に関することは、学部等において定める。ただし、研究生の定員、入学資格、選考方法等を定めるに際しては、教育研究評議会の議を経るものとする。

第5節 特別短期研修学生

(特別短期研修学生)

第65条 他の大学又は外国の大学等の学生で、本学において特別の事項について実験、実習等の指導を受けようとする者がある場合、学部等の長は、当該大学等との協議により、教授会等の議を経て、特別短期研修学生として入学を許可することができる。

(在学期間)

第66条 特別短期研修学生の在学期間は、1月以上6月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第67条 特別短期研修学生は、実験、実習等の指導を受けようとする期間の月数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の学生並びに協定留学生及び大学間特別短期研修学生交流協定に基づく特別短期研修学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項の授業料の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第1項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 特別短期研修学生として入学しようとする者は、検定料及び入学金の納入を要しない。

(除籍)

第68条 特別短期研修学生の除籍については、第48条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「特別短期研修学生」と読み替えるものとする。

(その他)

第69条 本節に規定するもののほか、特別短期研修学生に関することは、学部等において定める。

第6節 検定料、入学金及び授業料の額

第70条 第53条及び第60条の検定料、第54条第1項及び第61条第1項の入学料並びに第48条第1項、第55条第1項、第62条第1項及び第67条第1項の授業料の額は、それぞれ料金規程に定める額とする。

第10章 外国人留学生

第71条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生の入学許可については、第14条に規定する保証書の提出を要しない。
- 3 外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、外国人留学生の入学その他に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 公開講座

第72条 社会人の教養を高め、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座の実施その他に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 寄宿舍

第73条 本学に学生の寄宿舍を設ける。

- 2 寄宿舍においては、高邁な自治精神に基づいて、規律ある協同生活の下に、人格の陶冶に留意すべきものとする。
- 3 寄宿舍の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した者については、この通則の施行前の名古屋大学通則を適用する。
- 2 学部の収容定員の合計は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成16年度 8,855人 平成17年度 8,810人 平成18年度 8,775人
- 3 法学部法律・政治学科の収容定員は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成16年度 705人 平成17年度 670人 平成18年度 645人
- 4 情報文化学部の収容定員（第3年次編入学定員を除く。）は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
自然情報学科 平成16年度 154人 平成17年度 151人
社会システム情報学科 平成16年度 156人 平成17年度 154人
情報文化学部計 平成16年度 310人 平成17年度 305人
- 5 工学部電気電子・工学科及び工学部計の収容定員は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
電気電子・情報工学科 平成16年度 690人 平成17年度 685人
工学部計 平成16年度 2,970人 平成17年度 2,965人

附 則(平成17年2月21日通則第3号)

この通則は、平成17年2月21日から施行し、改正後の第48条の規定は、平成16年4月1日から適用する。ただし、改正後の第11条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日通則第5号)

この通則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 25 日通則第 1 号)

この通則は、平成 17 年 4 月 25 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 10 月 24 日通則第 3 号)

この通則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 21 日通則第 5 号)

この通則は、平成 17 年 11 月 21 日から施行する。ただし、改正後の第 15 条第 1 項第 6 号、第 15 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 3 第 1 項（第 2 号を除く。）の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 13 日通則第 7 号)

- 1 この通則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農学部資源生物環境学科及び応用生物科学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 農学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

生物環境科学科	平成 18 年度	35 人	平成 19 年度	70 人	平成 20 年度	105 人
資源生物科学科	平成 18 年度	55 人	平成 19 年度	110 人	平成 20 年度	165 人
応用生命科学科	平成 18 年度	80 人	平成 19 年度	160 人	平成 20 年度	240 人

附 則(平成 18 年 7 月 10 日通則第 1 号)

この通則は、平成 18 年 7 月 10 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 26 日通則第 1 号)

- 1 この通則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学部の収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 19 年度	8,746 人	平成 20 年度	8,742 人
----------	---------	----------	---------
- 3 医学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 19 年度	1,446 人	平成 20 年度	1,442 人
----------	---------	----------	---------
- 4 医学部保健学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻のそれぞれの収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 19 年度	88 人	平成 20 年度	86 人
----------	------	----------	------

附 則(平成 19 年 3 月 22 日通則第 4 号)

この通則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 25 日通則第 1 号)

この通則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 10 日通則第 2 号)

この通則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 23 日通則第 1 号)

- 1 この通則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学部の入学定員の合計及び収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。（入学定員の合計及び収容定員の合計は、平成 21 年度から平成 29 年度までにおいて「緊急医師確保対策」により臨時増員される医学部医学科の入学定員 3 名、平成 30 年度及び平成 31 年度において地域の医師確保のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 3 名、平

成 22 年度から平成 31 年度までにおいて地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 4 名並びに令和 2 年度から令和 4 年度までにおいて地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 7 名を含む数とする。次項及び第 4 項において同じ。)

年 度	入学定員	収容定員
平成 21 年度	(55) 2,103 [20] <6>	8,756
平成 22 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,768
平成 23 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,780
平成 24 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,792
平成 25 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,804
平成 26 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,816
平成 27 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,820
平成 28 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,820
平成 29 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,820
平成 30 年度	(55) 2,107 [20] <6>	8,820
平成 31 年度	(35) 2,107 [20]	8,794
令和 2 年度	(35) 2,107 [20]	8,768
令和 3 年度	(35) 2,107 [20]	8,762
令和 4 年度	(30) 2,107 [20] <4>	8,761

令和5年度	(30) 2,100 [20] <4>	8,753
令和6年度	(30) 2,100 [20] <4>	8,745
令和7年度	(30) 2,100 [20] <4>	8,737
令和8年度	(30) 2,100 [20] <4>	8,734
令和9年度	(30) 2,100 [20] <4>	8,727

備考

- 1 入学定員欄の（ ）内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
 - 2 入学定員欄及び収容定員欄の [] 内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。
 - 3 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。
- 3 医学部の入学定員及び収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成21年度	(25) 303 <6>	1,456
平成22年度	(25) 307 <6>	1,468
平成23年度	(25) 307 <6>	1,480
平成24年度	(25) 307 <6>	1,492
平成25年度	(25) 307 <6>	1,504
平成26年度	(25) 307 <6>	1,516
平成27年度	(25) 307 <6>	1,520
平成28年度	(25) 307 <6>	1,520
平成29年度	(25) 307 <6>	1,520
平成30年度	(25) 307 <6>	1,520
平成31年度	(5) 307	1,494
令和2年度	(5) 307	1,468

令和3年度	(5) 307	1,462
令和4年度	<4> 307	1,461
令和5年度	<4> 300	1,453
令和6年度	<4> 300	1,445
令和7年度	<4> 300	1,437
令和8年度	<4> 300	1,434
令和9年度	<4> 300	1,427

備考

- 1 入学定員欄の（ ）内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
 - 2 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。
- 4 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成21年度	(5) 103	598
平成22年度	(5) 107	610
平成23年度	(5) 107	622
平成24年度	(5) 107	634
平成25年度	(5) 107	646
平成26年度	(5) 107	658
平成27年度	(5) 107	662
平成28年度	(5) 107	662
平成29年度	(5) 107	662
平成30年度	(5) 107	662
平成31年度	(5) 107	662
令和2年度	(5) 107	662
令和3年度	(5) 107	662
令和4年度	<4> 107	661
令和5年度	<4> 100	653
令和6年度	<4> 100	645
令和7年度	<4> 100	637
令和8年度	<4> 100	634
令和9年度	<4> 100	627

備考

- 1 入学定員欄の（ ）内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
- 2 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。

附 則(平成21年5月25日通則第1号)
この通則は、平成21年5月25日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月2日通則第2号)
この通則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月1日通則第1号)
この通則は、平成23年4月1日から施行する。

- 附 則(平成24年3月21日通則第2号)
- 1 この通則は、平成24年4月1日から施行する。
 - 2 工学部社会環境工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成24年10月16日通則第1号)
この通則は、平成24年10月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年12月16日通則第1号)
この通則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月3日規程第63号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月19日通則第1号)
この通則は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

- 附 則(平成29年2月21日通則第5号)
- 1 この通則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の第15条の3の規定は、平成30年4月1日から施行する。
 - 2 情報文化学部及びこの通則による改正前の工学部の学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学部及び学科に在籍する者が当該学部及び学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 3 情報学部（第3年次編入学定員を除く。）の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

自然情報学科	平成29年度	38人	平成30年度	76人	平成31年度	114人
人間・社会情報学科	平成29年度	38人	平成30年度	76人	平成31年度	114人
コンピュータ科学科	平成29年度	59人	平成30年度	118人	平成31年度	177人
情報学部計	平成29年度	135人	平成30年度	270人	平成31年度	405人

- 4 工学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

化学生命工学科	平成29年度	99人	平成30年度	198人	平成31年度	297人
物理工学科	平成29年度	83人	平成30年度	166人	平成31年度	249人
マテリアル工学科	平成29年度	110人	平成30年度	220人	平成31年度	330人
電気電子情報工学科	平成29年度	118人	平成30年度	236人	平成31年度	354人
機械・航空宇宙工学科	平成29年度	150人	平成30年度	300人	平成31年度	450人
エネルギー理工学科	平成29年度	40人	平成30年度	80人	平成31年度	120人
環境土木・建築学科	平成29年度	80人	平成30年度	160人	平成31年度	240人
工学部計	平成29年度	2,900人	平成30年度	2,840人	平成31年度	2,780人

附 則(平成29年3月21日通則第6号)
この通則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日通則第2号)

この通則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に医学部保健学科に編入学した者については、この通則の施行前の名古屋大学通則を適用する。

附 則(平成31年2月19日通則第2号)

- 1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 医学部保健学科の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 看護学専攻 平成31年度 330人
 放射線技術科学専攻 平成31年度 165人
 検査技術科学専攻 平成31年度 165人
 理学療法学専攻 平成31年度 86人 令和2年度 83人
 作業療法学専攻 平成31年度 86人 令和2年度 83人

附 則(令和2年2月4日通則第1号)

この通則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日名大規程第80号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月2日名大通則第1号)

この通則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

学部	学科等	入学定員	収容定員
文学部	人文学科	(10)125	520
教育学部	人間発達科学科	(10)65	280
法学部	法律・政治学科	(10)150	620
経済学部	経済学科	140	560
	経営学科	65	260
	計	[10]205	[20]820
情報学部	自然情報学科	38	152
	人間・社会情報学科	38	152
	コンピュータ科学科	59	236
	計	[10]135	[20]540
理学部	数理学科	55	220
	物理学科	90	360
	化学科	50	200
	生命理学科	50	200
	地球惑星科学科	25	100
	計	270	1,080
医学部	医学科	<4>100	620

	保健学科	看護学専攻	80	320
		放射線技術科学専攻	40	160
		検査技術科学専攻	40	160
		理学療法学専攻	20	80
		作業療法学専攻	20	80
	計	<4>300	1,420	
工学部	化学生命工学科	99	396	
	物理工学科	83	332	
	マテリアル工学科	110	440	
	電気電子情報工学科	118	472	
	機械・航空宇宙工学科	150	600	
	エネルギー理工学科	40	160	
	環境土木・建築学科	80	320	
	計	680	2,720	
農学部	生物環境科学科	35	140	
	資源生物科学科	55	220	
	応用生命科学科	80	320	
	計	170	680	
合計		(30) [20]2,100 <4>	8,720	

備考

- 1 入学定員欄の()内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
- 2 入学定員欄及び収容定員欄の[]内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。
- 3 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。

名古屋大学通則の一部改正（案）について

1. 改正の趣旨

- 医学部医学科の入学定員において、「緊急医師確保対策」により令和3年度を期限として措置されていた地域の医師確保及び研究医養成のため臨時増員7名について、令和4年度まで延長が認められたことに伴い、必要な改正を行うもの。
- 医学部医学科において、令和4年度から第3年次編入学を第2年次編入学に変更することに伴い、必要な改正を行うもの。

2. 改正案の内容

- 別表（第4条関係）において、令和4年度から、医学部医学科において第3年次編入学を第2年次編入学に変更すること及び入学定員の臨時増員7名の措置が令和4年度まで延長されることに伴い、入学定員及び収容定員を改める。
- 医学部医学科第3年次編入学について規定する第15条の4において、「第3年次」を「第2年次」に改める。
- 別表（第4条関係）の経過措置について定める附則（平成21年3月23日通則第1号）について、第2項において入学定員の臨時増員の措置が令和4年度までとなるよう改め、並びに第2項、第3項及び第4項の各表における令和4年度の入学定員を7名増とし、これに伴い令和4年度以降の収容定員を改め、並びに令和9年度の入学定員及び収容定員を追加する。
- その他所要の改正を行う。

3. 施行日等

令和4年4月1日

名古屋大学通則の一部を改正する通則（案）新旧対照

現 行 条 文

（目的及び方針）

第1条 本学は、教育基本法の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、専門学芸の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

2 （省略）

（省略）

（収容定員）

第4条 学部の収容定員は、別表のとおりとする。

（省略）

（文学部、法学部及び情報学部第3年次編入学）

第15条の3 （省略）

一 （省略）

二 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

三～八 （省略）

2～4 （省略）

（医学部医学科第3年次編入学）

第15条の4 次の各号のいずれかに該当する者で、医学部医学科の第3年次に編入学を志願するものについては、医学部において選考の上、総長が入学を許可する。

一 （省略）

二 法第104条第4項の規定により学士の学位（医学を除く。）を授与された者で、かつ、医学部が別に定める科目の単位を修得した者

三 （省略）

2～3 （省略）

（省略）

附 則（平成21年3月23日通則第1号）

- 1 この通則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 学部の入学定員の合計及び収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。（入学定員の合計及び収容定員の合計は、平成21年度から平成29年度までにおいて「緊急医師確保対策」により臨時増員される医学部医学科の入学定員3名、平成30年度及び

改 正（案）条 文

（同左）

第1条 （同左）

2 （省略）

（省略）

（同左）

第4条 （同左）

（省略）

（同左）

第15条の3 （省略）

一 （省略）

二 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

三～八 （省略）

2～4 （省略）

（医学部医学科第2年次編入学）

第15条の4 次の各号のいずれかに該当する者で、医学部医学科の第2年次に編入学を志願するものについては、医学部において選考の上、総長が入学を許可する。

一 （省略）

二 法第104条第7項の規定により学士の学位（医学を除く。）を授与された者で、かつ、医学部が別に定める科目の単位を修得した者

三 （省略）

2～3 （省略）

（省略）

（同左）

- 1 （同左）
- 2 学部の入学定員の合計及び収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。（入学定員の合計及び収容定員の合計は、平成21年度から平成29年度までにおいて「緊急医師確保対策」により臨時増員される医学部医学科の入学定員3名、平成30年度及び

平成 31 年度において地域の医師確保のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 3 名，平成 22 年度から平成 31 年度までにおいて地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 4 名並びに 令和 2 年度 及び 令和 3 年度 において地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 7 名を含む数とする。次項及び第 4 項において同じ。)

年 度	入学定員	収容定員
(省略)	(省略)	(省略)
令和 4 年度	<u>(35) 2,100</u> [20]	<u>8,755</u>
令和 5 年度	<u>(35) 2,100</u> [20]	<u>8,748</u>
令和 6 年度	<u>(35) 2,100</u> [20]	<u>8,741</u>
令和 7 年度	<u>(35) 2,100</u> [20]	<u>8,734</u>
令和 8 年度	<u>(35) 2,100</u> [20]	<u>8,727</u>

備考

- 1 入学定員欄の () 内の数は，第 3 年次編入学定員で外数である。
 - 2 入学定員欄及び収容定員欄の [] 内の数は，学部共通の第 3 年次編入学定員で外数である。
 - 3 入学定員欄の < > 内の数は，第 2 年次編入学定員で外数である。
- 3 医学部の入学定員及び収容定員は，改正後の別表の規定にかかわらず，次の表に掲げるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
(省略)	(省略)	(省略)
令和 4 年度	<u>(5) 300</u>	<u>1,455</u>
令和 5 年度	<u>(5) 300</u>	<u>1,448</u>
令和 6 年度	<u>(5) 300</u>	<u>1,441</u>
令和 7 年度	<u>(5) 300</u>	<u>1,434</u>
令和 8 年度	<u>(5) 300</u>	<u>1,427</u>

備考

- 1 入学定員欄の () 内の数は，第 3 年次編入学定員で外数である。

平成 31 年度において地域の医師確保のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 3 名，平成 22 年度から平成 31 年度までにおいて地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 4 名並びに 令和 2 年度 から 令和 4 年度 までにおいて地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員 7 名を含む数とする。次項及び第 4 項において同じ。)

年 度	入学定員	収容定員
(省略)	(省略)	(省略)
(同左)	<u>(30) 2,107</u> [20] <4>	<u>8,761</u>
(同左)	<u>(30) 2,100</u> [20] <4>	<u>8,753</u>
(同左)	<u>(30) 2,100</u> [20] <4>	<u>8,745</u>
(同左)	<u>(30) 2,100</u> [20] <4>	<u>8,737</u>
(同左)	<u>(30) 2,100</u> [20] <4>	<u>8,734</u>
<u>令和 9 年度</u>	<u>(30) 2,100</u> [20] <4>	<u>8,727</u>

(同左)

- 1 (同左)
 - 2 (同左)
 - 3 (同左)
- 3 (同左)

年 度	入学年度	収容定員
(省略)	(省略)	(省略)
(同左)	<4>307	<u>1,461</u>
(同左)	<4>300	<u>1,453</u>
(同左)	<4>300	<u>1,445</u>
(同左)	<4>300	<u>1,437</u>
(同左)	<4>300	<u>1,434</u>
<u>令和 9 年度</u>	<4>300	<u>1,427</u>

(同左)

- 1 (同左)

2 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。

4 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
(省略)	(省略)	(省略)
令和4年度	<u>(5)</u> 100	<u>655</u>
令和5年度	<u>(5)</u> 100	<u>648</u>
令和6年度	<u>(5)</u> 100	<u>641</u>
令和7年度	<u>(5)</u> 100	<u>634</u>
令和8年度	<u>(5)</u> 100	<u>627</u>

備考

入学定員欄の()内の数は、第3年次編入学定員で外数である。

(省略)

別表(第4条関係)

学部	学科等	入学定員	収容定員
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
医学部	医学科	<u>(5)</u> 100	620
	(省略)	(省略)	(省略)
	計	<u>(5)</u> 300	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
合計		<u>(35)</u> 2,100 [20]	(省略)

備考

1 入学定員欄の()内の数は、第3年次編入学定員で外数である。

2 入学定員欄及び収容定員欄の[]内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。

附 則

この通則は、令和4年4月1日から施行する。

2 (同左)

4 (同左)

年 度	入学定員	収容定員
(省略)	(省略)	(省略)
(同左)	<u><4></u> 107	<u>661</u>
(同左)	<u><4></u> 100	<u>653</u>
(同左)	<u><4></u> 100	<u>645</u>
(同左)	<u><4></u> 100	<u>637</u>
(同左)	<u><4></u> 100	<u>634</u>
令和9年度	<u><4></u> 100	<u>627</u>

(同左)

1 入学定員欄の()内の数は、第3年次編入学定員で外数である。

2 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。

(省略)

別表(同左)

学部	学科等	入学定員	収容定員
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(同左)	(同左)	<u><4></u> 100	(同左)
	(省略)	(省略)	(省略)
	(同左)	<u><4></u> 300	(省略)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(同左)		<u>(30)</u> 2,100 [20] <u><4></u>	(省略)

(同左)

1 (同左)

2 (同左)

3 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。